

ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」提供における個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 協賛事業者（以下「乙」という。）は、お礼の品業務を遂行するにあたって、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される情報及び当該情報が含まれている情報をいう。以下同じ。）に係る権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(再委託の禁止)

第2条 乙は、お礼の品業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。ただし、国分寺市（以下「甲」という。）が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の承諾を得て当該第三者に対しお礼の品業務を再委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対し本規約を遵守させる義務を負うものとする。

(個人情報取扱業務に係る管理責任者及び取扱担当者)

第3条 乙は、お礼の品の業務に係る個人情報の保護について管理責任者を選任する。

2 乙の管理責任者は、甲から交付された個人情報を厳正に取扱い、お礼の品業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 乙の管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、お礼の品業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

(個人情報の秘密保持)

第4条 乙は、お礼の品業務において取扱う個人情報を、お礼の品業務の目的以外への使用、加工、再生、複写、複製等の危険性のある行為（以下「目的外への使用等」という。）を一切してはならない。協賛事業者でなくなった後も同様とする。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、お礼の品業務において取扱う個人情報を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の搬送)

第5条 乙は、交付された個人情報を搬送するときは、漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(業務執行時における個人情報の取扱い)

第6条 乙は、この業務の執行に際しては、個人情報の事故等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

(個人情報の保管)

第7条 乙は、交付された個人情報の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人情報の保管場所の施錠、入退管理等必要

な措置を講じ、万全な注意を払わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、交付された個人情報の使用目的が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人情報の内容等が記入された書面を添え、速やかに甲に返還しなければならない。

(個人情報の抹消)

第9条 前条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙は、個人情報を抹消することができる。

2 前項の場合において、乙は、個人情報が第三者の利用に供されることのないよう、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により保有する一切の個人情報を抹消しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、あらかじめその作業内容を甲に報告しなければならない。

(事故等の発生時における報告の義務)

第10条 乙は、個人情報の漏えい等及び目的以外への使用等並びにその他個人情報の不適切な取扱い（以下「事故等」という。）が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故等の解決に努めなければならない。

(情報の開示及び損害賠償)

第11条 この契約の履行に関し、乙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、その事実を公表することができる。

2 前項の公表により、乙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。

3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、乙は、甲に対し民法第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。